

<裁判員制度調査報告 第22次報告>



裁判員ネット
あなたが変わる裁判員制度

2020年 11月 7日

一般社団法人裁判員ネット

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-3 NAビル4階
東京千代田法律事務所内 裁判員ネット事務局
Mail: info@saibanin.net

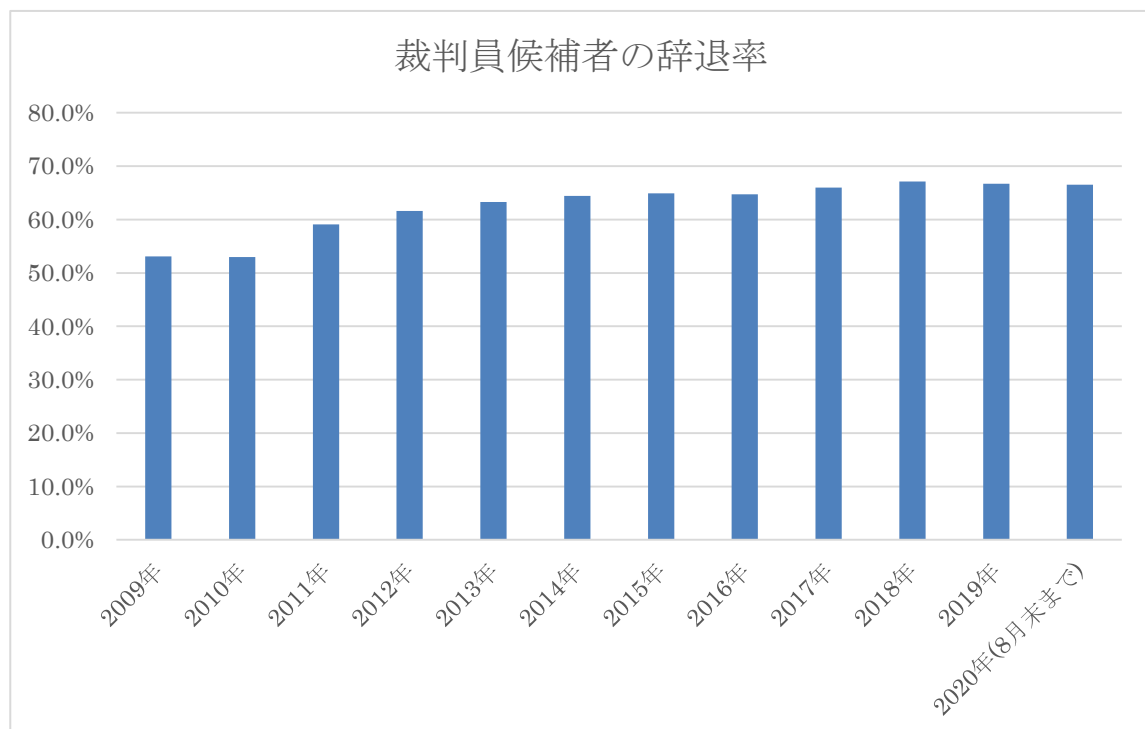
裁判員制度が2009年5月21日に始まって11年が経ちましたが、この間に、裁判員候補者は313万人を超え、そのうち10万人以上が裁判員又は補充裁判員として実際に刑事裁判に参加しました。

このように多くの市民が重大な刑事事件を取り扱う裁判員裁判に参加してきましたが、その中で市民の視点から見えてきた課題もあります。本稿では、最新のデータから制度の運用状況や課題について考えると共に、2020年5月以降の主なトピックを紹介していきます。

1 裁判員の選任状況

裁判所の取りまとめ¹によると、制度施行から2020年8月末までの間、全国60の地方裁判所（10支部を含む）において74,975人が裁判員を経験し、25,463人が補充裁判員を経験しています。

選任手続についてみると、選定された裁判員候補者のうち、辞退が認められた裁判員候補者の割合（辞退率）は、制度開始時（2009年）の53.1%から上昇しており、2018年は67.1%、2019年は66.7%、2020年（8月末まで）は66.5%となっています。

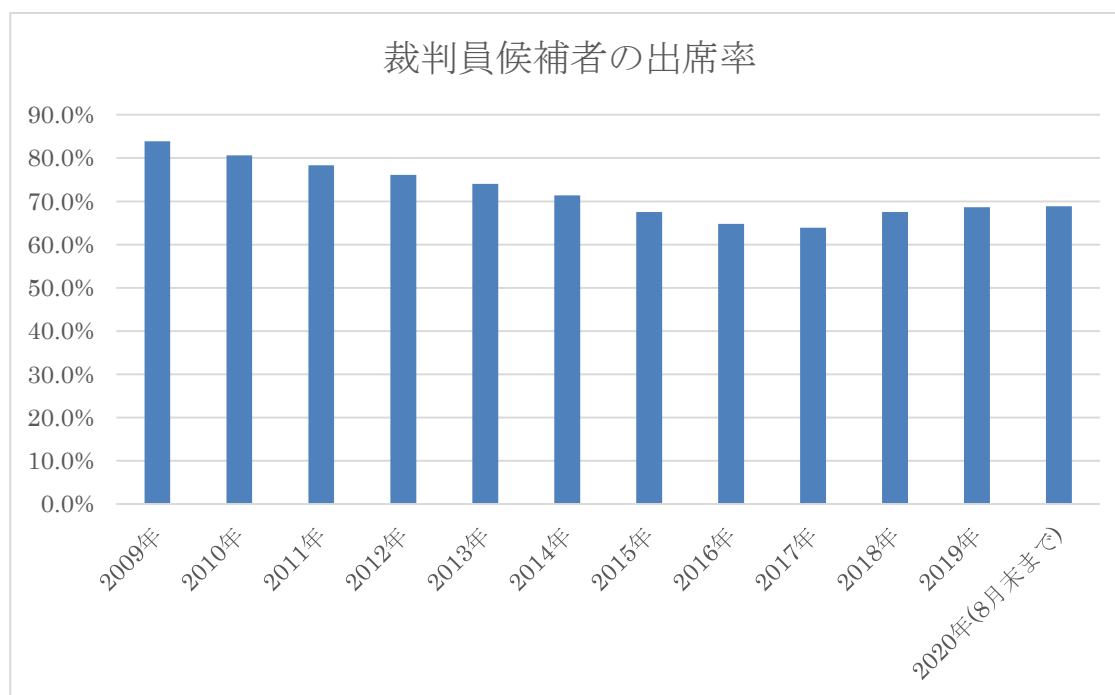


¹ 裁判員制度の実施状況について（制度施行～令和2年8月末・速報）【PDF】

https://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/2020/r2_8_saibaninsokuhou.pdf

また、質問票等で事前には辞退が認められず、選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者の出席率は、制度開始時（2009年）の83.9%から低下しており、2018年は67.5%、2019年は68.6%、2020年（8月末まで）は68.7%となっています。

呼出しを受けた裁判員候補者は、選任手続期日に出席しなければならず（裁判員法 29 条 1 項）、正当な理由なく出席しない場合、10 万円以下の過料に処される可能性があります（裁判員法 112 条 1 号）。しかし、現時点で、出席しない裁判員候補者が過料に処せられたという発表、報道はありません。



辞退率が上昇し、出席率が低下している現状は、司法への市民参加が目的である裁判員制度の根本に関わる問題です。引き続き、これらのデータに注目していきたいと思います。

2 裁判員裁判における判決

(1) 裁判員裁判での判決人員

裁判所の取りまとめによると、2020年8月末までに裁判員裁判で判決が言い渡された被告人（終局人員）は13,305人で、その内訳は、12,905人が有罪、122人が無罪、12人が家庭裁判所への移送（少年法55条による家裁移送決定）となっています。

裁判員裁判で扱われた事件の罪名別人数は、殺人が3,044人で最も多く、次いで強盗致傷が2,814人、以下、現住建造物等放火が1,264人、傷害致死が1,263人、覚せい剤取締法違反が1,181人と続いています。

(2) 裁判員裁判と死刑判決

裁判員裁判では、一般市民から選ばれた裁判員が、有罪無罪の判断だけでなく、量刑の判断も行います。裁判員裁判の対象となるのは、法定刑が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当た

る罪に係る事件などの一定の重大な犯罪です（裁判員法 2 条）。例えば、殺人罪、強盗致傷罪、現住建造物等放火罪、危険運転致死傷罪等が対象となります。そのため、事件によっては、裁判員も死刑の判断に関わることになります。

裁判員ネットの調査によれば、2020 年 10 月 31 日時点で、裁判員裁判において死刑が求刑された事件は全国で 57 件あり、そのうち 39 件で死刑判決がなされています。

（裁判員裁判で死刑が求刑された事件 2020 年 10 月 31 日現在）

	一審判決日	事案	一審		控訴審	上告審
1	2010/11/1	殺人罪	東京地裁	無期懲役	—	—
2	2010/11/16	強盗殺人、死体損壊罪等	横浜地裁	死刑	取下げ	—
3	2010/11/25	殺人罪等	仙台地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
4	2010/12/8	殺人罪	宮崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
5	2010/12/10	強盗殺人罪等	鹿児島地裁	無罪	被告人死亡 公訴棄却	—
6	2011/3/15	強盗殺人罪	東京地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
7	2011/3/25	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
8	2011/6/17	殺人罪	横浜地裁	死刑 (執行)	取下げ	—
9	2011/6/21	強盗殺人、殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
10	2011/6/30	強盗殺人、現住建造物等放火、強盗強姦罪等	千葉地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
11	2011/7/20	殺人罪等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
12	2011/10/25	強盗殺人、強盗殺人未遂罪等	熊本地裁	死刑 (執行)	控訴棄却	取下げ
13	2011/10/31	殺人、現住建造物等放火罪等	大阪地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
14	2011/12/6	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
15	2011/12/27	強盗殺人、死体遺棄罪	長野地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
16	2012/2/24	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
17	2012/3/19	殺人、窃盗罪	鹿児島地裁	無期懲役	—	—
18	2012/4/13	殺人、詐欺罪等	さいたま地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
19	2012/11/6	強盗殺人、殺人等	さいたま地裁	無期懲役	—	—
20	2012/12/4	殺人罪等	鳥取地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
21	2012/12/12	殺人罪	大阪地裁	無期懲役	公訴棄却	取下げ
22	2013/2/14	強盗殺人、強盗強姦、死体損壊・遺棄罪等	岡山地裁	死刑 (執行)	取下げ	—
23	2013/3/13	強盗殺人罪等	広島地裁	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
24	2013/3/14	強盗殺人罪等	福島地裁郡山支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
25	2013/6/11	殺人、現住建造物等放火罪等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却

26	2013/6/14	殺人、脅迫罪等	長崎地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
27	2013/6/26	強盗殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
28	2014/3/10	強盗殺人罪等	大阪地裁堺支部	死刑	控訴棄却	上告棄却
29	2014/9/19	強盗殺人、死体遺棄等	東京地裁	死刑	控訴棄却	上告中
30	2015/2/20	強盗殺人罪等	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
31	2015/6/26	殺人罪等	大阪地裁	死刑	無期懲役	上告中
32	2015/7/28	殺人、現住建造物等放火罪	山口地裁	死刑	控訴棄却	上告中
33	2015/12/15	強盗殺人罪	名古屋地裁	死刑	控訴棄却	上告中
34	2016/2/5	強盗殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	—	—
35	2016/3/18	殺人罪等	神戸地裁	死刑	無期懲役	上告中
36	2016/7/20	強盗殺人罪	前橋地裁	死刑	控訴棄却	上告棄却
37	2016/10/3	殺人罪等	福岡地裁小倉支部	無期懲役	控訴棄却	上告棄却
38	2016/11/2	殺人罪等	名古屋地裁	無期懲役	控訴棄却	上告中
39	2016/11/24	強盗殺人罪等	静岡地裁沼津支部	死刑	控訴棄却	上告中
40	2016/12/14	殺人罪等	岐阜地裁	無期懲役	—	—
41	2017/3/22	殺人、銃刀法違反罪	神戸地裁	死刑	無期懲役	上告中
42	2017/8/25	殺人、詐欺罪等	甲府地裁	死刑	控訴中	
43	2017/11/7	殺人、強盗殺人未遂罪	京都地裁	死刑	控訴中	
44	2018/2/23	強盗殺人、殺人罪等	静岡地裁	死刑	控訴棄却	上告中
45	2018/3/9	強盗殺人罪等	さいたま地裁	死刑	無期懲役	上告棄却
46	2018/3/22	殺人罪	横浜地裁	死刑	控訴中	
47	2018/7/6	殺人、強制わいせつ致死等	千葉地裁	無期懲役	控訴中	
48	2018/7/20	殺人罪等	横浜地裁	懲役 23 年	破棄差戻し	上告棄却
49	2018/8/6	殺人罪	佐賀地裁	無期懲役	控訴中	
50	2018/11/8	殺人、逮捕監禁致死	神戸地裁姫路支部	無期懲役	控訴中	
51	2018/12/19	殺人罪	大阪地裁	死刑	取下げ	—
52	2019/3/8	強盗殺人罪	名古屋地裁	無期懲役	控訴中	
53	2019/3/15	殺人・逮捕監禁致死罪等	神戸地裁姫路支部	死刑	控訴中	
54	2019/11/8	殺人・強盗致死傷等	甲府地裁	無期懲役	控訴中	
55	2019/12/4	殺人罪等	新潟地裁	無期懲役	控訴中	
56	2019/12/13	殺人罪	福岡地裁	死刑	控訴中	
57	2020/3/18	殺人罪等	横浜地裁	死刑	取下げ	—

(網掛けの 23 件は死刑判決が確定)

3 新型コロナウイルス感染拡大と裁判員裁判

(1) 検察官の感染による期日の取消し

2020年10月12日から大阪地方裁判所で開かれる予定だった、2017年に当時2歳の娘を虐待して死なせたとして傷害致死等罪等に問われている被告人の裁判員裁判の期日が、担当検察官が新型コロナウイルスに感染したことを理由に取り消されました。裁判の再開は2021年3月以降にずれ込む可能性もあると報じられています（2020年10月21日付「朝日新聞」）。

検察官が新型コロナウイルスに感染したこと自体は責められることはありませんが、期日の取消しは、選任された裁判員に与える影響が大きく、また、被告人の裁判を受ける権利を侵害するとも考えられます（この被告人は既に1年半以上勾留されているということです）。

検察官は、検事総長を頂点とした指揮命令系統下にあり、担当の検察官が交替しても訴訟法上影響はないとされています（検察官同一体の原則）。担当検察官の感染が分かったのは、初公判の4日前ということです。期日が取り消されることによる影響の大きさを考えれば、担当検察官を交替させ、予定通り期日を行うことも考えられたのではないのでしょうか。

(2) 弁護人がマスク着用を拒否したことによる審理の中断

2020年6月2日、東京地方裁判所で行われた殺人罪に問われた被告人の初公判で、裁判長が、マスクを着用していない弁護人に対しマスクを着用するよう求めたところ、「感染防止が必要なのは理解しているが、マスクをしたまま全力で弁護するのは難しい」と応じなかったため、審理が約2時間中断される事態が起きました。裁判長は「マスク着用の同意が得られず遺憾。ソーシャルディスタンスを保って下さい」と延べ、弁護人席と裁判員席との間に透明の亚克力板を設置して審理を再開しました（2020年6月2日付「時事ドットコム」）。

期日後、弁護人は、「裁判員に直接語りかける時には、マスクをすべきではない。証人や被告人に尋問する時は、質問者の表情も重要になる。マスクをつけると、適正な手続で真実を発見するという裁判のあるべき姿が減ってしまう」と述べました（2020年6月2日付「朝日新聞」）。

この裁判で裁判員を務めた40代男性は、判決後記者会見に応じ、「他の人はマスクをしていたが目などは見えるので、着用の有無の影響は特に感じなかった。弁護士の言うことも理解はできるが、被告人の不利益のことだけではなく、法廷にいる多くの人のことも考えてほしかった」と話しました。また、補充裁判員を務めた40代の女性は「感染への不安はゼロではなく、着用しなかったことは非常識だと思う」と話しました。他方で、別の男性裁判員は、「被告人はマスクをしていたが被告人の表情こそ見えた方が良かった」と話し、補充裁判員を務めた40代の女性も「被告人の話が聞き取りにくい部分もあり、マスクが無ければもう少し聞き取れたかもしれない。被告人が話すときにはフェイスシールドや証言台の前に亚克力板を立てるなど対策をしてもいいのではないかと話しました（2020年6月12日付「NHKニュース」）。

裁判員裁判では、法廷でのやり取りが重視され、見て、聞いて、分かる裁判が目指されています。事実認定や量刑判断をする上では、被告人や証人の供述内容だけでなく、身振りや表情も重要な要素となります。また、それを引き出すために弁護人の表情が分かることも重要です。他方で、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態において、これを防止するための措置が必要であることはいうまでもありません。

本件においては、少なくとも事前に新型コロナウイルス感染防止策について、裁判所及び当事者間で事前に確認が取られていれば、審理が約2時間も中断されるという事態は生じなかったのではないのでしょうか。

4 裁判員裁判対象事件からの除外

2020年9月23日、神戸地方裁判所は、神戸市中央区で神戸山口組系組長を包丁で刺したとして、山口組系組員の2人が殺人未遂罪などで起訴された事件について、検察官による除外請求を認めず、裁判員裁判の対象とする決定をしました。

他方、同月30日、神戸地方裁判所は、兵庫県尼崎市で神戸山口組幹部が射殺され、山口組の元組員が殺人罪などで起訴された事件を、裁判員裁判の対象から外す決定をしました。

神戸地方検察庁は両事件について「関係者が裁判員に危害を加え、公判に悪影響が出る恐れがある」として、裁判員裁判の対象から除外するよう求めていましたが、担当裁判官が異なっていたこともあり、判断が分かれていました（2020年10月6日付「神戸新聞」）。

神戸地方検察庁が、前者の決定を不服として即時抗告をしたところ、同年10月27日、大阪高等裁判所は、神戸地方裁判所の決定を覆し、裁判員裁判の対象から除外する決定をしました（2020年10月28日付「共同通信」）。

裁判員裁判の対象事件であっても、裁判員候補者や裁判員等の生命、身体、財産に危害が加えられるおそれや、生活の平穏が著しく侵害されるおそれがあることがあって、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難という状況がある場合には、対象事件から除外されます（裁判員法3条の2）。

対象事件からの除外はあくまで例外的な扱いですが、事件の性質を考えると、裁判員の安全確保のために裁判員裁判対象事件から除外した決定は、やむを得ないものといえるでしょう。